

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甘楽町長 森平 仁志

市町村名 (市町村コード)	甘楽町 (103845)
地域名 (地域内農業集落名)	上野 (小幡地区(上野)、福島地区(小川))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は第1次農業構造改善事業で区画整理された畑作農業地域である。
耕作者の高齢化が進んでおり、リタイア後の新たな農地の受け手の確保が必要となる。
遊休農地が増加するにつれて、有害鳥獣の生息域が拡大している。
シカやイノシシによる食害や踏み荒らし被害、集落や道路での出没が増加しており、対策が必要である。
甘楽町は令和5年度に群馬県内で最初にオーガニックビレッジ宣言を行った。
上野地区は有機農業に取り組む農家の管理するほ場が集積しているが、慣行栽培の農地と混在している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

有機農業、慣行農業の区分けにより効率的な防除及び農薬の飛散防止を目指す。
多様な担い手による露地野菜、施設野菜、果樹など多品目栽培する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	48.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地区域の一部

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
認定農業者、新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。 遊休農地の解消を重点的に進め、農地の保全管理に努める。 離農や規模縮小する際には、農地中間管理機構を活用し、近隣圃場で耕作する担い手に集積集約する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を斟酌したなかで段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要に応じて農用地の大区画化・汎用化等のため基盤整備を実施する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJAと連携するなかで地域内後継者の育成や地域外からの雇用等、多様な経営体の募集を図るとともに、栽培ノウハウの継承を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、タヌキ、ハクビシン、カラス類による被害が確認されている。下草刈りによる棲み分け、電気柵の設置による侵入対策、残渣処理の徹底、放任果樹の伐採、積極的な捕獲等の対策により被害軽減を図るとともに、地域内における捕獲従事者の育成を図る。

②有機農業耕地面積20haを令和10年に達成するために、慣行栽培から有機栽培への転換を支援する。

③農地の担い手が減少していく中で、経営効率を向上させるためリモコン草刈機等の導入を検討する。

④転換作物が定着した田においては、高収益作物の栽培を推進し畑地化に取り組む。

⑤キウイフルーツ、プラム、イチジクなどの効果的な防除、定期的な改植による品質及び収量の維持向上を図る。

⑥遊休農地は荒廃する前に菜種を栽培する担い手に集積する。

⑦遊休農地は病害虫の発生源及び有害鳥獣の棲家となるため、農地を荒廃させないために保全管理する。用水路、排水路、農道の機能維持のため共同作業に取り組む。

地域計画対象地域
「上野地区」

